



## 内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについては

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト  
公益法人  nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



### 目 次

- P.2  
法人等との対話の開催について
- P.3  
新しい公益信託制度説明会  
2/19@福岡・3/4@仙台・3/12@東京
- P.5  
新規認定法人のご紹介
- P.8  
公益認定申請・法人運営相談等について

# 公益認定等委員会だより

# 法人等との対話の開催について

公益認定等委員会では、公益法人による民間公益活動の活性化を図る上で、公益法人に対する支援（寄附等）を呼び込むための活動を審査・監督と並ぶ重要な取組の柱として位置付け、関係者との「対話」を重視しております。

こうした活動の一環として、1月30日に令和7年度第2回「法人等との対話」を開催しましたので、その様子の一部をお伝えします。

## ○出席者

<参加者>

シェーファー 平ダーヴィッド

株式会社三井住友銀行プライベートバンキング企画部 部長

堀 久美子 株式会社三井住友銀行プライベートバンキング企画部 部長

藤田 淑子 フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社 代表取締役

<公益認定等委員会>

清水 新一郎 委員長

湯浅 信好 委員長代理

生野 考司 委員

石津 寿恵 委員

北村 聡子 委員

黒田 かをり 委員

原田 大樹 委員



## ○テーマ 寄附文化の醸成

▶ 名前を公表して寄附を行うことへの富裕層の捉え方について

- 寄附に当たってこれまで陰徳の美として名前を伏せていた方が公表するなど、名前を隠さないで行う方は増えている。
- 名前を伏せるか公表するか問わず、寄附者の想いを実現する形の選択肢があることが大事。



▶ フィランソロピー・アドバイザーの認知度拡大、育成について

- 営業担当者の周りにフィランソロピー・アドバイザーをつけるのが最も重要。
- お客様を守るという観点もあり、中立的かつ高度な金融知識を持ち、フィデューシャリー・デューティー（受託者責任）を理解したうえで行動できる人が必要になってくるのではないかと。

ご参加いただいた参加者の皆様に改めて感謝申し上げます。

詳細は、「公益法人information」に掲載していますので、どうぞご覧ください。  
<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/3pnb8leyf1.html>

# 新しい公益信託制度説明会 開催報告

1月～3月にかけて、大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・東京で実施しました！

4月から施行される新公益信託制度について、1月～3月にかけて全国6都市(実施順に大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・東京)で説明会/ミニWS(ワークショップ)を開催しました。

大阪・名古屋・広島回の様子を前回御紹介していましたので、今回は福岡・仙台・東京会場分をまとめ、主な質問も御紹介します。

## <制度説明会・ミニWS(ワークショップ)>

- ・午前の部は**新公益信託制度の説明**として、新制度の概要についてお伝えしました。
- ・午後は実際に公益信託をどのように活用するか考える**ミニワークショップ**の時間を設けました。公益信託の全体像を1枚の紙(下掲)にまとめる時間を設けた結果、各会場で具体性のある案が複数提案されました。



講演@仙台(午前)



会場の様子@東京(午前)



ミニWS@福岡(午後)



## 新たな公益信託 デザイン・キャンバス

団体名: 資料は公表しています!

名称: 是非御活用ください!

<https://www.koeki-info.go.jp/trust/pqhzdo2u8x.html>

### STEP1: 委託者の想い

#### 1 委託者、設立の動機など

#### 2 信託財産とその規模

財産種類: 財産金額:

- 金銭
- 有価証券(株式等)
- 不動産(土地・建物)
- その他( )

#### 3 財産の活用方針

- 元本取崩し型(現金を切り崩して使う)
- 運用配当型(株式の運用益を使う)
- 現物活用型(現物をそのまま使う)
- その他( )

### STEP2: 公益活動

#### 4 公益事務の活動内容

- 給付(個人への金銭的支援)
  - 助成(団体への金銭的支援)
  - 事業(受益者への直接的活動)
- 受益者・活動内容/範囲を記載:

#### 5 年間事業予算と内訳

年間事業予算:  
うち事業費:  
うち管理費:  
メモ:

#### 6 公益信託の期間

- 有期(期間: )
- 財産が無くなるまで
- 期間の定めなし
- その他( )

### STEP3: 実行体制

#### 7 受託者(体制、実績や専門性)

#### 8 信託管理人(体制、実績や専門性)

#### 9 (任意)運営の外部連携やサポート

# 質疑応答（一部を御紹介）

説明会/ミニWSでの質問と回答のうち一部を御紹介します。  
主な質問をFAQの形式にまとめて公表予定ですのでお楽しみに！

- ①公益信託の最低事務実施年数や最低財産額はありますか？  
1年で終了する公益信託も認可され得るのでしょうか？  
⇒法令上最低事務年数や最低財産額の定めはありません。  
実際に行おうとする公益事務の規模や内容に見合ったものであるか否かが審査されることとなります。
- ②公益信託では「収益事業」は行えないと聞きました。  
例えば美術館の運営を公益信託の事務として行う場合に、  
喫茶店を併設して営業を行うこともダメなののでしょうか？  
⇒美術館の運営事務という公益事務の一部としてであれば、  
収益が生じる事務を行うことは可能です。
- ③公益法人は公益信託の受託者や信託管理人になれますか？  
その場合どのような注意点があるのでしょうか？  
⇒公益法人も、公益信託の受託者・信託管理人としての能力要件  
を満たせば、受託者・信託管理人になることができます。  
その際の注意点等につきましては、今後公表予定のFAQを  
御確認ください。

各会場御参加いただき、本当に  
ありがとうございました！  
いよいよ4月から新公益信託制度が  
始まります。  
公益活動の選択肢の1つとして、是非  
御活用下さい！



内閣府公益信託イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」

# 新規認定法人のご紹介

新たに認定を受けた公益法人の活動内容についてご紹介します。

## 公益社団法人アクト・ビヨンド・トラスト(令和7年11月19日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

自然環境と人間生活の調和をめざす市民の主体的行動を支援し、公正で持続可能な社会づくりを後押しすることを目的とする。

### 【主な事業(令和8年2月現在)】

環境問題の解決を目指す活動や研究に対し、助成事業を軸に資金援助、コンサルティング、技術・人材の提供、トレーニングなどを実施しています。

### ○ 助成部門

- (1) 東アジア エコ&ピースシフト
- (2) オーガニックシフト
  - ・ ネオニコチノイド系農薬問題
  - ・ オーガニック給食推進
- (3) エネルギーシフト
- (4) フェーズシフト

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://www.actbeyonddtrust.org/>



## 公益財団法人先端教育振興機構(令和7年11月20日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な専門職大学院生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和7年11月現在)】

主にリカレント・リスキリングを志す社会人大学院生に対して、以下の事業を実施しています。

- (1) 専門職大学院生に向けた奨学金の給付
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://www.aepi.jp/>



## 公益財団法人渡辺与八郎記念財団(令和7年11月26日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

奨学金等の給付を通じて、大学への進学とその後の学びの充実を促し、もって我が国の学生の心身の健全な発達及び豊かな人間性の涵養並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和8年1月現在)】

- (1)福岡県内の高等学校又は高等専門学校を卒業後、福岡県外の財団指定の大学に在籍する、将来福岡の発展に寄与する意欲が高い学生に対する奨学金等の給付
- (2)福岡県内の高等学校又は高等専門学校に在籍し、福岡県外の財団指定の大学に進学が見込まれる、将来福岡の発展に寄与する意欲が高い学生に対する奨学金等の給付



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://yw-memorial.jp/>

## 公益財団法人中部圏地域創造ファンド(令和7年11月26日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

地域や社会の課題解決に向けて活動するNPO等をはじめとする民間公益活動団体及びその実施する民間公益活動に対して、資金的支援や人材育成支援等を行うことを通じて、将来にわたって安心して暮らせる持続可能な地域社会を創造し、もって地域社会の公益の増進に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和8年1月現在)】

- ① 困難を抱える人・地域への支援  
休眠預金資金を活用した「地方都市・農山村におけるコミュニティの持続発展事業」および「子ども/若者の居場所機能強化事業」を中心に、民間公益活動団体に対し助成金を支給するなどの支援を行っている。
- ② 将来の暮らしに関わる社会課題への対応を支援  
子どもの起業家精神や社会貢献意識を育む活動や、南海トラフ地震等大規模災害に備えた民間公益活動支援のための体制作りなどを行っている。

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://www.crcdf.or.jp/>



## 公益財団法人RAKER(令和7年11月26日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

日本国内における極真空手の健全な普及・振興および競技力の向上を図るため、競技費用を助成金として極真空手競技者に給付し、その競技活動や育成に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和8年1月現在)】

日本国内における極真空手の健全な普及・振興および競技力の向上を図ることを目的に設立された公益財団法人です。

競技者一人ひとりが持つ可能性を最大限に引き出すため、トレーニング費用や大会・遠征にかかる費用への助成を行い継続的な競技活動を支援しています。

助成金事業を通じて、極真空手で培われる礼節や精神力を重視し、青少年の健全育成や社会への貢献にも取り組んでおります。

国内外で活躍できる人材の育成を支えることで、極真空手の健全な発展と未来づくりに寄与してまいります。

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://raker.life/>



## 公益財団法人SGH防災サポート財団(令和7年12月24日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

防災活動及び被災者支援を通じて、国民生活の安心・安全に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和8年3月現在)】

- ① 政府の分散備蓄品の保管・管理、輸送手配
- ② 避難所物資の調達・保管・管理、輸送手配
- ③ 医療用コンテナの保管・メンテナンス、輸送手配
- ④ 支援物資の輸配送に必要な資機材等の調達・管理、配送・設置手配
- ⑤ 耐久財の回収・メンテナンス・保管

※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】 <https://www.sgh-dpsf.jp/>



# 公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

## ■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

### ■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。

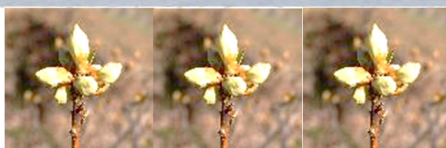
詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information  
トップページ → 「窓口相談」  
電話 03(5403)9669

### ■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669  
時間 平日10時～16時45分



### ■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話 03(5403)9587  
03(5403)9527  
平日 9時～12時  
13時～17時30分  
(12時～13時は対応していません。)

## ■ 公益認定申請及び公益法人の運営等に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による無料の相談会を毎年度開催しています。

令和7年度については、対面方式を8回（東京都3回、宮城県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県各1回）、オンライン方式を7回、計15回開催しました。

令和8年度については、詳細決定次第、本日より等を通じてお知らせいたします。

今後のスケジュール、開催地等の詳細は、公益informationホーム→「委員会等からの情報を知る」→「各種イベント等のお知らせ・スケジュール」→「セミナー、相談会、フォーラム」

## ■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」<<https://www.koeki-info.go.jp/>>について

各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。

法人検索



是非、YouTubeご覧ください。



各種SNS・メールマガジンで、公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先  
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9555

8 本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。